

◎新潟県告示第300号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

令和元年8月6日

新潟県知事 花 角 英 世

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
平成31年4月12日	中野 四郎	第13888号	死亡
平成31年4月12日	片桐 一栄	第6962号	死亡
平成31年4月26日	熊木 和幸	第11592号	死亡
令和元年5月10日	杉澤 多一	第2798号	死亡
令和元年5月10日	小山 貞司	第4655号	死亡
令和元年5月10日	穂刈 修	第4659号	申請
令和元年5月24日	小島 有司	第10678号	申請